

答 申 第 6 号

令和4年1月11日

帯広市長 米沢 則寿 様

帯広市情報審査会

会長 千々和 博志

帯広市情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について（答申）

令和3年9月21日付け帯都政第159号で諮問のあった下記の件について、次のとおり答申します。

記

令和3年2月19日付け 帯都政第201号公文書非開示決定処分に係る審査請求

## 答 申

### 第1 審査会の結論

帯広市長（以下「実施機関」という。）が、審査請求人に対して行った、令和3年2月8日受付の公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対する、同年2月19日付け帯都政第201号で行った公文書非開示決定処分（以下「本件処分」という。）は妥当である。

### 第2 事案の概要

1 令和3年2月8日、審査請求人は、実施機関に令和3年2月5日付け公文書開示請求書を提出し、次の公文書について開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

#### ア 請求事項

（2011年度から2020年度までの）都市環境部に寄せられた意見、質問、苦情、情報提供 ※「〇〇〇」に関するもの一切

2 令和3年2月19日、実施機関は、本件請求に対し、本件請求の対象である公文書が存在しないため、帯広市情報公開条例第11条第2項の規定に基づき、公文書非開示決定通知書により、本件処分を行った。

3 令和3年4月7日、審査請求人は、実施機関に令和3年4月6日付け審査請求書を提出した。

#### ア 審査請求の趣旨

令和3年2月8日付けで請求した公文書の開示について、令和3年2月19日付けで実施機関がした公文書非開示決定を取り消す。

### 第3 審査請求人の主張

審査請求人の主張の要旨は、おおむね次のとおりである。

他の自治体等に本件と同趣旨の公文書開示請求をしたところ、北海道運輸局長と鹿追町長が開示決定をしていることから、公文書開示請求制度の根底にある国民主権の理念や、国民の行政情報を知る権利、公平の理念に照らし、北海道運輸局や鹿追町などとも平仄を合わせ、帯広市に対する公文書開示請求もあらためて認められて然るべきである。

## 第4 実施機関の主張

令和3年6月10日付け弁明書、同年11月4日の事実の陳述による、実施機関の説明及び主張の要旨は、おおむね次のとおりである。

### 1 都市環境部における本件請求文書の保有課

都市環境部は、都市建築室都市政策課（以下「都市政策課」という。）、建築開発課、住宅営繕課、土木室土木課（以下「土木課」という。）、管理課、道路維持課、環境室環境課（以下「環境課」という。）、みどりの課、清掃事業課、中島地区振興課の3室10課で組織されている。

都市環境部内の各課が担当する事務のうち、本件請求に関連が考えられるものとして次の3つが挙げられる。

- (1) 環境課において、公害に関する苦情等が寄せられた際に、その対応の記録として作成している「公害苦情処理票」を保有している。
- (2) 都市政策課の分掌事務に「交通機関に関すること。」があるが、これは、バス等の公共交通機関に関するものに限られる。交通規制等については、警察庁、国土交通省が所管しており、市の事務には含まれない。
- (3) 住宅営繕課、土木課及びみどりの課の分掌事務に「工事の設計、施工、監督等」があり、市発注の公共工事に係る記録は各課で保有している。

各課が担当する事務のほか、各課への一般的な意見等については、「市民の声、要望その他広聴に関すること。」に関するものとして、政策推進部広報秘書室広報広聴課（以下「広報広聴課」という。）が市全体の統括的な事務を担い、案件に応じて広報広聴課から担当課へ「市長への手紙」、「陳情・要望書」、「その他」として回付され、各課においても保有している。

### 2 保有文書の概要

#### (1) 公害苦情処理票

「公害苦情処理票」とは、市民から騒音や悪臭など、いわゆる公害に関する苦情が寄せられた場合にその対応記録として作成しているものであり、受付日や受付方法、公害の種類や発生源、申立の内容、処理の内容等を記載している。

本件開示請求を受けて保有する文書を確認したところ、「2017年度から2020年度までの公害苦情処理票」及び「2011年度から2016年度までの苦情等の概要を記録した一覧表」をそれぞれ保有していたものである。

#### (2) 市発注工事に係る記録文書

「市発注工事に係る記録文書」は、発注元である各課が施工体系図や市と施工業者との打合せに関する記録などを紙媒体で保有していたものである。

(3) 市長への手紙、陳情・要望書、その他

都市環境部各課が保有する「市長への手紙」、「陳情・要望書」、「その他」は、全件を紙媒体で保有している。また、全体の統括的な事務を担う広報広聴課においては、都市環境部を含めた市全体の「市長への手紙」、「陳情・要望書」、「その他」を紙媒体と「市民の声システム」に登録したデータで保有している。

3 本件処分の理由

本件請求内容は「〇〇〇に関するもの一切」とされていたことから、保有文書に〇〇〇及び〇〇〇の企業グループに係る記載があるかに関し次のとおり確認を行った。

(1) 公害苦情処理票

紙媒体を目視により確認したが、これらが記載された文書はなかったものである。

(2) 市発注工事に係る記録文書

紙媒体を目視により確認したところ、〇〇〇及び〇〇〇の企業グループが下請け業者として登録されている工事が3件、資材購入先として記録があったものが9件確認できたが、これらの文書に意見、質問、苦情、情報提供の記載はなかったものである。なお、市発注の公共工事は、国、道からの仕様書に基づいた詳細な仕様、設計のもと、工事施行中から、現場立会、書面・写真による報告等により厳格な管理・監督を行っているものである。

(3) 市長への手紙、陳情・要望書、その他

紙媒体を目視により確認したが、これらが記載された文書はなかったものである。なお、諮問第4号において、広報広聴課が保有する市全体の「市長への手紙」、「陳情・要望書」、「その他」について、本件請求内容が記載された文書の存否確認を行い、文書は存在しなかったものである。

以上により、本件請求に係る公文書は不存在であることから、非開示決定処分を行ったものである。

また、審査請求書が届いた後、審査請求者から聞き取った内容を参考に、再度、それぞれの紙媒体の確認を行ったが、本件請求内容が記載された文書は存在しな

かったものである。

## 第5 審査会の判断

### 1 審査請求人が開示を求めている文書

審査請求人が実施機関に対して開示を求めている文書は、2011年度から2020年度までの都市環境部に寄せられた意見、質問、苦情、情報提供のうち、〇〇〇及び〇〇〇の企業グループに関係するもの（以下「本件対象文書」という。）である。

### 2 本件対象文書の存否

本件は、実施機関が公文書不存在を理由として非開示決定処分を行ったものであることから、（1）実施機関の調査対象文書が適切であったのか、（2）実施機関の調査方法が適切であったのかについて判断する。

#### （1）調査対象文書について

実施機関は、本件調査対象文書を『都市環境部各課が保有する2011年度から2020年度までの「公害苦情処理票」、「市発注工事に係る記録文書」、「市長への手紙」、「陳情・要望書」、「その他』』と特定している。

#### ア 都市環境部各課の担当事務のうち本件請求に関連するもの

実施機関の主張によれば、都市環境部各課が担当する事務のうち、本件請求に関連が考えられる保有文書は、環境課が保有する「公害苦情処理票」及び住宅営繕課、土木課、みどりの課が保有する「市発注工事に係る記録文書」である。

この点、〇〇〇及び〇〇〇の企業グループの業務内容については、「株式会社〇〇〇」に係る同社のホームページに掲載されているところによるところでは、生コンクリート製造、砂利・砕石製造、土木建築資材卸売、運輸とされており、そうだとすると、上記を除く各課の業務と関連がなく、運輸に関して、都市政策課の事務である「交通機関に関すること」は、バス等の公共交通機関に関するものに限られ、交通規制等は市の事務に含まれていないとする実施機関の説明に特段の不合理な点は認められない。

#### イ その他の一般的な意見等

市に寄せられた一般的な意見等については、全体の統括的な事務を担う広報広聴課から「市長への手紙」、「陳情・要望書」、「その他」として

担当課に回付され、各課においても保有しているとの説明にも特段の不合理な点は認められない。

ウ 以上により、実施機関の調査対象文書は妥当であると認められる。

## (2) 調査方法について

実施機関の主張によれば、上記(1)で特定した文書は、いずれも紙媒体で管理しており、これらを目視で確認したと主張している。この点、審査会において実施機関から提示された調査対象文書を調査し、実施機関から実際の確認手法などを聴取したところ、その説明に特段不合理な点は見当たらなかった。

また、調査方法に関するこれらの点についての当審査会の判断は、答申第1号と同様である。

よって、実施機関の調査方法は妥当であると認められる。

なお、諮問第4号において、広報広聴課が保有する市全体の「市長への手紙」、「陳情・要望書」、「その他」について、本件請求内容が記載された文書の存否確認が行われたが、いずれも文書は存在しなかったものである。

## (3) 本件対象文書の存否について

この点の当審査会の判断も、答申第1号と同様である。

## 3 結論

以上に検討したところによれば、本件対象文書が存在しないとする実施機関の主張には不合理な点は認められず、また、審査請求人から本件対象文書の保有に関する具体的な主張立証はなく、他にその存在を認めるに足りる特段の事情も認められないことから、本件対象文書が不存在であるとして非開示とした本件処分は妥当である。

## 第6 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第7 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
令和3年9月21日	・ 諮問実施機関から諮問書を受理
令和3年9月24日	・ 審査請求人に対し、口頭意見陳述の申立て及び意見書等の提出について照会（審査請求人からの回答なし）

令和3年10月28日	・実施機関に対し、審査請求に係る公文書の提示及び 事実の陳述について通知
令和3年11月1日	・実施機関から事実の陳述に係る報告を受理
令和3年11月4日	・実施機関の事実の陳述 ・審議
令和4年1月11日	・答申

第8 帯広市情報審査会委員（五十音順）

氏 名	備 考
阿部 勝利	
野原 香織	会長職務代理者
千々和 博志	会 長
三井 麻美	
村瀬 勝広	